

お客様各位

2022 年 12 月 27 日  
株式会社浜松新電力

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る  
電気料金軽減措置についての実施について

当社は、10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、お客さまのご負担軽減を直接的に実現するべく、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に参画いたします。

1.概要

毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた単価を反映させます。毎月の値引き単価については検針票等にてお知らせいたします。

本特別措置の適用にあたり、お客さま自身でのお手続きは不要です。

2.対象となるお客さま

当社と低圧・高圧の電力売買契約があるお客さま

3.適用期間

2023年2月使用分から10月使用分の電気料金（3月分から11月分としてご請求する電気料金）に適用

4.国が定める値引き単価

電力使用期間	電気料金軽減措置割引額		
2023年2月使用分から2023年8月使用分まで	1キロワット時につき	高圧	3.50円（税込）
		低圧	7.00円（税込）
2023年9月使用分	1キロワット時につき	高圧	1.80円（税込）
		低圧	3.50円（税込）

5.本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

《お問い合わせ窓口》

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL. 0120-013-305

【受付時間】 全日9時から17時まで（年末年始を除く）